7

V, 68

て

地域の

情報化に

.)

U

て

内容につい

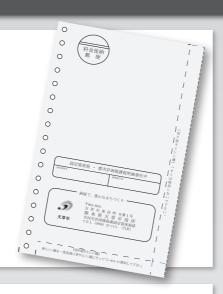
課税課からのお知らせ

課税明細書のご確認を!

平成25年1月1日現在で土地や家屋を所有している人に、固定資 産税・都市計画税課税明細書を4月下旬に送付していますので、内容 の確認をお願いします。

特に、平成24年中に土地の購入や売却、家屋の新築・増改築や取 り壊し、または相続などによって所有する固定資産に変更があった人 は、課税内容の確認をお願いします。

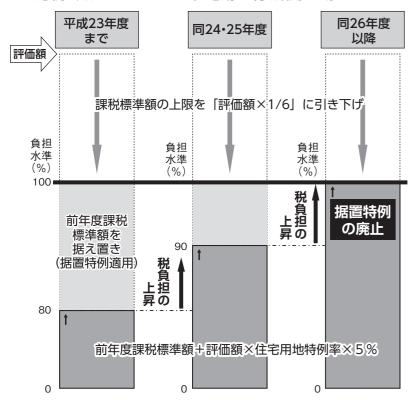
内容についてお尋ねがある場合は、本庁・課税課へお問い合わせく ださい。なお、納税通知書は6月中旬に送付予定です。



固定資産税「土地」の計算方法について

平成24年度の地方税法改正により、固定資産税「土地」の税額算出に用いられている負担調整 措置の『住宅用地の特例措置』が、一部見直しになっています。このことにより、一部の住宅用 地について税額が上昇します。

●地方税法改正のイメージ:住宅用地(小規模)の場合



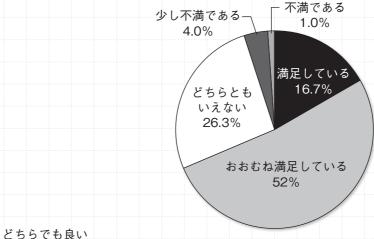
【地方税法改正の内容】

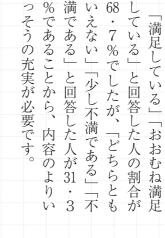
- ●固定資産(住宅用地)に講じられ ている「固定資産税の据置特例」 が平成26年度から廃止となりま す。
- ●平成24年度と同25年度は、税額 が急に上昇しないよう、経過措置 として「固定資産税の据置特例」 が、次のように変更されます。
- ①負担水準が90%以上(平成23 年度までは80%以上)の土地 については、前年の課税標準額 を据え置きます。
- ②負担水準が90%未満の土地に ついては、「前年度の課税標準 額+評価額×住宅用地特例率× 5% を課税標準額とします。
- ●都市計画税についても、同様の取 り扱いとなります。

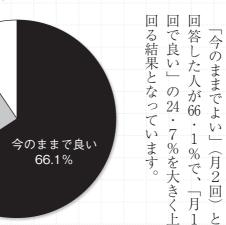
※「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算 式によって求められます。

負担水準(%)=前年度課税標準額÷(新評価額×住宅用地特例率)×100

【問い合わせ先】本庁・課税課☎31111







発行回数について

9.2%

月1回で良い

24.7%

職場でインターネットを利用している

家でインターネットを利用している

インターネットを利用している

利用していない

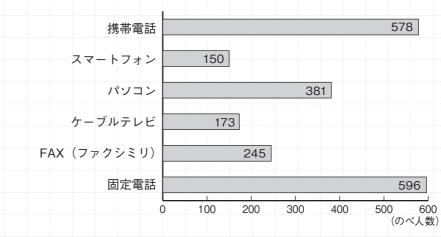
家族は利用している

携帯電話(スマートフォンを含む)で

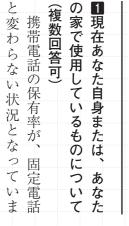
今は利用していないが、今後は利用したい

自分は利用していないが、





63





278

ない人よりも多くなっを利用している人が、 いて (複 職場や家などで (複数回答可) ネッ も多くなって 利用状況につ 夕

いる状況 して ネ ツ Vi

【問い合わせ先】本庁・政策企画課☎231111

120

100

177

210

204

200

トの